

# 山口宇部空港における特定利用空港への対応について

## 1 「特定利用空港」とは

- 自衛隊・海上保安庁が、平素から必要に応じて空港を円滑に利用できるよう、空港管理者との連絡・調整体制を設けるもので、現在、全国で11空港が対象とされている。

## 2 本県の対応

- 国からの説明を受け、地元宇部市と情報共有を図りながら、本取組の主旨や地元関係団体の意見も踏まえ、空港管理者として慎重に検討を行ってきた。
- 県としては、地元関係団体の理解が得られたことや、災害時における住民避難や災害派遣の効率的な実施が期待されることなどから、「円滑な利用に関する確認事項」を確認し、対象として受け入れることとして、本日（8/7）、その旨を国に回答した。
- また、山口宇部空港は、県民生活や経済活動を支える重要なインフラであることから、地元関係団体の意見も踏まえ、国への要請を行った。

## 3 本県から国への要請事項

- あくまでも民生利用が主であるという本取組の趣旨を遵守すること。
- 訓練計画について、事前に丁寧な説明及び情報提供を行うこと。
- 安全確保に万全を期すこと。
- 当空港や他空港を利用した訓練において事故等があった場合には、原因・再発防止策などを適切に情報提供すること。
- 訓練の実施に当たっては、騒音等による影響が最小限となるよう努めるとともに、日没後は行わないこと。
- 民生利用及び災害時の迅速な対応に資する必要なインフラ整備が着実に進むよう支援すること。

## 【参考】山口宇部空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第七管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。